



山形県公報

平成15年7月18日(金)
第1458号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                  |                      |     |
|----------------------------------|----------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....      | (村山総合支庁福祉課) ...      | 898 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | (同) ...              | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | (同) ...              | 同   |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....      | (同) ...              | 899 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | (同) ...              | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....               | (村山総合支庁農村計画課) ...    | 同   |
| 県営土地改良事業計画の決定.....               | (最上総合支庁農村計画課) ...    | 同   |
| 土地改良事業施行の適当の決定.....              | (同) ...              | 900 |
| 同.....                           | (同) ...              | 同   |
| 同.....                           | (同) ...              | 同   |
| 同.....                           | (同) ...              | 901 |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....           | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 同   |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....      | (森林課) ...            | 同   |
| 同.....                           | (同) ...              | 902 |
| 同.....                           | (同) ...              | 同   |
| 同.....                           | (同) ...              | 903 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....               | (河川砂防課) ...          | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | (村山総合支庁建築課) ...      | 904 |
| 道路の区域の変更.....                    | (置賜総合支庁建設総務課) ...    | 同   |
| 県道の供用の開始.....                    | (同) ...              | 905 |
| 一般国道の供用の開始.....                  | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同   |

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 運転免許取得者教育認定変更の届出..... | 906 |
| 同.....                | 同   |

### 企業局関係

#### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 公金の徴収及び収納事務の委託..... | 907 |
|---------------------|-----|

### 公 告

|                                         |                   |     |
|-----------------------------------------|-------------------|-----|
| 平成15年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | (市町村課) ...        | 同   |
| 危険物取扱者保安講習の実施.....                      | (消防防災課) ...       | 同   |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....               | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 909 |
| 平成15年度介護支援専門員実務研修受講試験の公告.....           | (長寿社会課) ...       | 910 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....                      | (商業振興課) ...       | 911 |
| 同.....                                  | (同) ...           | 914 |

同 ..... ( 同 ) ...915  
 同 ..... ( 同 ) ...916  
 一般競争入札の公告..... ( 出 納 局 ) ... 同  
 同 ..... ( 教育委員会 ) ...918

**告 示**

山形県告示第726号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                       | 事業所の名称及び所在地             | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日    |
|-------------------------------------------|-------------------------|-----------|----------|
| 有限会社原田マネジメント<br>コーポレーション<br>山形市籠田二丁目4番19号 | 原田接骨院<br>山形市城西町二丁目1番20号 | 訪問介護      | 平成15.5.1 |
| 有限会社原田マネジメント<br>コーポレーション<br>山形市籠田二丁目4番19号 | 原田接骨院<br>山形市城西町二丁目1番20号 | 通所介護      | 同 6.30   |

山形県告示第727号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                         | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|---------------------------------------------|----------------------------------|-----------|-----------|
| 有限会社よねぎ<br>山形市富の中一丁目1番12号                   | 指定福祉用具貸与事業所よねぎ<br>山形市富の中一丁目1番12号 | 福祉用具貸与    | 平成15.6.12 |
| 有限会社マウンテンリバー<br>コーポレーション<br>山形市小白川町一丁目5番21号 | サポート21<br>山形市城西町二丁目1番20号         | 通所介護      | 同 6.27    |

山形県告示第728号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地    |               | 変更年月日    |
|-------------------------------------------|-----------|----------------|---------------|----------|
|                                           |           | 変更前            | 変更後           |          |
| 有限会社原田マネジメント<br>コーポレーション<br>山形市籠田二丁目4番19号 | 福祉用具貸与    | 原田接骨院          |               | 平成15.6.1 |
|                                           |           | 山形市城西町二丁目1番20号 | 山形市籠田二丁目4番19号 |          |

山形県告示第729号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                              | 廃止年月日     |
|-------------------------|------------------------------------------|-----------|
| 医療法人社団松柏会<br>山形市桜町4番10号 | 至誠堂老人訪問看護ステーション<br>山形市桜町4番10号            | 平成15.6.10 |
| 医療法人社団松柏会<br>山形市桜町4番10号 | 医療法人社団松柏会訪問看護ステーションコスモス<br>山形市上町四丁目6番12号 | 同         |

山形県告示第730号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地         |               | 変更年月日    |
|-----------------------------|---------------------|---------------|----------|
|                             | 変更前                 | 変更後           |          |
| 社団法人山形県接骨師会<br>山形市五日町15番10号 | 社団法人山形県接骨師会原田マネジメント |               | 平成15.6.1 |
|                             | 山形市城西町二丁目1番20号      | 山形市籠田二丁目4番19号 |          |

山形県告示第731号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
西川町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西川町大字海味1343-4
- 3 認可年月日  
平成15年7月10日

山形県告示第732号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営蔵岡地区土地改良(経営体育成基盤整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営蔵岡地区土地改良(経営体育成基盤整備)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
戸沢村役場
- 3 縦覧に供する期間

平成15年7月18日から同年8月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第733号

泉田川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年7月9日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(塩野東地区農業用排水施設整備)
- (2) 泉田川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

新庄市役所

3 縦覧に供する期間

平成15年7月18日から同年8月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第734号

泉田川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年7月9日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(塩野東地区暗渠排水)
- (2) 泉田川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

新庄市役所

3 縦覧に供する期間

平成15年7月18日から同年8月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第735号

泉田川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年7月9日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(野々村地区農業用排水施設整備)
- (2) 泉田川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

真室川町役場

3 縦覧に供する期間

平成15年7月18日から同年8月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第736号

泉田川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年7月9日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（野々村地区暗渠排水）
- (2) 泉田川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

真室川町役場

3 縦覧に供する期間

平成15年7月18日から同年8月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 届出者の名称   | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日    |
|----------|-----|----------|------------|
| 月光川土地改良区 | 漆曾根 | 基盤整備促進事業 | 平成15年6月23日 |

山形県告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

長井市森字谷ヶ沢1335、1336、1336 - 1、1336 - 2、1339、字佐七沢1341、1342、1342 - 1、1342 - 2、1343 - 1、1343 - 2、1344、1345、1345 - 1、1346 - 1、1347 - 1、字駒喰沢1362、1364、1365、字大輪畑1373から1377まで、1379、1379 - 1、1387、字峠下1393 - 1から1393 - 5まで、1394、1395 - 1、1395 - 1乙、1395 - 2、1395 - 2乙、1395 - 3、1396 - 1、1396 - 2、1397 - 1、1397 - 2、1398から1402まで、1403 - 1から1403 - 3まで、字峠下二1404 - 1から1404 - 3まで、1405 - 1から1405 - 4まで、1406 - 1、1406 - 2、1406 - 乙、1407 - 1、1407 - 2、1407 - 乙、1408 - 1、1408 - 2、1409 - 1、1409 - 2、1410 - 1、1410 - 2、1411 - 1、1411 - 2、1412、1413 - 1から1413 - 3まで、1413 - 乙、1414、1415 - 1、1415 - 2、1416、1417 - 1から1417 - 4まで、1418 - 1、1418 - 2、1419、字九九戸一1420 - 1から1420 - 3まで、1421から1425まで、1425 - 1、1425 - 丙、1426、1427 - 1、1427 - 2、1428から1436まで、字九九戸二1437から1443まで、1443 - 1、1443 - 乙、1443 - 丙、1444、1445 - 1から1445 - 3まで、字滝ヶ沢1446、1447 - 1、1447 - 2、1448から1451まで、1452 -

1 から1452 - 3まで、1453から1457まで、字大沢一1803 - 1、1803 - 2、1803 - 9、字大沢二1804、字大沢三1805、字大沢四1806、字大来田1807 - 1、1807 - 2、五十川字沢尻4733、4734 - 1、4734 - 2、4735、4735 - 1、4736・4737(合併)、4738から4740まで、4743、4744、4744 - 1、4744 - 2、4745、4746、字大電田4749、字向駒木4750、西置賜郡飯豊町大字手ノ字字鎧兀2315 - 5、字猪沢2317 - 1、南陽市竹原字手這坂2809、字壺盃帽子2810 - 1、2810 - 2、字大船山2811 - 1、2811 - 2、字黒森2812 - 1、字南黒森2813 - 2、字北山壺2814 - 1、2814 - 6、字北山弐2815 - 1、字赤坂2816、字蜂ヶ森2818、字榎木沢2820 - 1、字砂畑2821、字越口2822、字空窪2823、字櫓場2824 - 1、2824 - 2、字竹屋羅2825、字若松山2826

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第739号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

尾花沢市大字下柳渡戸字日向山839、841、842、天童市大字山口字留山4251 - 26、字薪山4250 - 29

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第740号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

尾花沢市大字牛房野字伊豆神社2204 - 3、2204 - 4、字楯山2151、2152、2154、2155

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第741号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字小坂字上之向105、107、字丸山155 - 1、156 - 2、字中山道下166、字須郷境167、168、字中山沢170、171 - 1、171 - 2、173、字中山174 - 2、174 - 25から174 - 27まで、174 - 29、字中峠175 - 1、字沢入176 - 1、字木伐沢入177、177 - 丁、178、字大谷地179、180、181 - 1、183 - 乙、字滝之沢184 - 1、184 - 5、185 - 7、185 - 8、186 - 2、字大峠187、字下峠206 - 1から206 - 3まで、207 - 1、207 - 3、字横山沢209 - 13、209 - 60から209 - 62まで、字根堀場214 - 1、214 - 11、214 - 12、大字須郷字大峠335 - 33、字荒清水339 - 2、字中山342、342 - 乙、343 - 丙、344、344 - 乙

#### (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

#### (3) 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

北村山郡大石田町大字川前字ヤトリ山904 - 1から904 - 33まで

#### (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第742号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 区域の名称 水上  
 2 土地の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村  | 大字 | 字  | 地番      | 標柱番号     |
|-----|-----|----|----|---------|----------|
| 飽海郡 | 八幡町 | 市条 | 八森 | 7 - 3   | 1号       |
|     |     |    |    | 308     | 2号から4号まで |
|     |     |    |    | 814 - 1 | 5号       |
|     |     |    |    | 816 - 1 | 6号及び7号   |
|     |     |    |    | 815 - 1 | 8号       |
|     |     | 市条 | 山本 | 1 - 1   | 9号       |
|     |     |    | 八森 | 8 - 2   | 10号      |
|     |     | 市条 |    | 8 - 1   | 11号      |

山形県告示第743号

次の開発行為は、完了した。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

- 1 許可番号  
 平成15年5月27日 指令村総建第5002号  
 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 東根市大字東根元原方字大森北410 - 2、411、412、1285  
 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
 東根市大字東根甲1390番地の1  
 東根市農業協同組合

山形県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月18日から同年7月31日まで縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 広幡窪田線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|-------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 米沢市窪田町藤泉字宝郷787番1から<br>同 字沖下1361番1まで | 旧    | 22.2メートル<br>と<br>9.0  | メートル<br>860 |
| 同 上                                 | 新    | 22.2メートル<br>と<br>14.0 | 同上          |



- 2 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 米沢高畠線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長    |
|---------------------------------|---|------|-----------------------|--------|
| 米沢市大字川井字元立971番19から<br>同 982番6まで |   | 旧    | 61.8メートル<br>と<br>37.0 | 79メートル |
| 同                               | 上 | 新    | 57.0メートル<br>と<br>37.0 | 同上     |

- 3 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 万世窪田線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長    |
|-----------------------------------|---|------|---------------------|--------|
| 米沢市大字上新田字田尻431番2から<br>同 字宮田680番まで |   | 旧    | 6.0メートル<br>と<br>5.6 | 32メートル |
| 同                                 | 上 | 新    | 8.6メートル<br>と<br>5.6 | 同上     |

山形県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月18日から同年7月31日まで縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 路線名 広幡窪田線  
 (2) 供用開始の区間 米沢市窪田町藤泉字宝郷787番1から  
 同 字沖下1361番1まで  
 (3) 供用開始の期日 平成15年7月18日
- 2 (1) 路線名 米沢高畠線  
 (2) 供用開始の区間 米沢市大字川井字元立971番26から  
 同 282番2まで  
 (3) 供用開始の期日 平成15年7月23日
- 3 (1) 路線名 万世窪田線  
 (2) 供用開始の区間 米沢市大字上新田字田尻431番2から  
 同 字宮田680番まで  
 (3) 供用開始の期日 平成15年7月18日
- 4 (1) 路線名 大塚米沢線  
 (2) 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字堀金字四ツ段650番5から  
 米沢市六郷町桐原字千苅田91番1まで  
 (3) 供用開始の期日 平成15年7月18日

山形県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年7月18日から同年7月31日まで縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字佐野原字竹原739番1から  
同 字本小牧沢715番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年7月18日

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第10号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成15年7月18日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社平野学園
- 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前   | 変 更 後 |
|---------|---------|-------|
| 代表者の氏名  | 沖 津 朝 治 | 大 泉 明 |

#### 山形県公安委員会告示第11号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成15年7月18日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社庄交学園
- 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前         | 変 更 後          |
|---------|---------------|----------------|
| 名 称     | 株式会社庄交学園      | 株式会社庄交コーポレーション |
| 住 所     | 鶴岡市日和田町20番48号 | 鶴岡市錦町2番60号     |
| 代表者の氏名  | 伊 藤 信 男       | 真 嶋 経 一 郎      |

## 企業局関係

### 告示

#### 山形県企業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の徴収の事務を委託した。  
平成15年7月18日

山形県企業管理者 細野 武司

- 委託した事務  
駐車場事業に係る山形県営駐車場料金の徴収事務
- 受託者の名称及び所在地
  - 名称 財団法人山形県公営企業振興協会
  - 所在地 山形市緑町一丁目9番30号
- 委託期間  
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の平成15年度における男子の第3次募集期間の募集を次のとおり行う。  
平成15年7月18日

山形県知事 高橋 和雄

#### 1 募集期間等

| 募集期間                      | 試験期日       | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     |
|---------------------------|------------|------------------------------|--------|------------|
| 平成15年7月21日から<br>同年8月21日まで | 平成15年8月30日 | 筆記試験<br>口述試験<br>適性試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 |

#### 2 応募手続

応募しようとする者は、市役所、町村役場又は自衛隊山形地方連絡部において志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

#### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋 和雄

#### 1 講習の種別

- 給油取扱所講習  
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習
- 石油コンビナート講習  
石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習
- 一般講習  
前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

## る講習

## 2 講習の日時及び場所

## (1) 給油取扱所講習

| 日             | 時         | 場 | 所     |
|---------------|-----------|---|-------|
| 平成15年8月28日(木) | 午後1時30分から | 酒 | 田 市   |
| 同 9月3日(水)     | 午前9時から    | 新 | 庄 市   |
| 同 9月5日(金)     | 同         | 長 | 井 市   |
| 同 9月10日(水)    | 午後1時30分から | 寒 | 河 江 市 |
| 同 9月11日(木)    | 午前9時から    | 山 | 形 市   |
| 同 9月17日(水)    | 午後1時30分から | 村 | 山 市   |
| 同 9月25日(木)    | 午前9時から    | 米 | 沢 市   |
| 同 10月10日(金)   | 同         | 酒 | 田 市   |
| 同 10月16日(木)   | 午前9時30分から | 鶴 | 岡 市   |

## (2) 石油コンビナート講習

| 日             | 時         | 場 | 所   |
|---------------|-----------|---|-----|
| 平成15年8月29日(金) | 午後1時30分から | 酒 | 田 市 |

## (3) 一般講習

| 日             | 時         | 場 | 所     |
|---------------|-----------|---|-------|
| 平成15年8月29日(金) | 午前9時から    | 酒 | 田 市   |
| 同 9月3日(水)     | 午後1時30分から | 新 | 庄 市   |
| 同 9月4日(木)     | 同         | 長 | 井 市   |
| 同 9月5日(金)     | 同         |   | 同     |
| 同 9月10日(水)    | 午前9時から    | 寒 | 河 江 市 |
| 同 9月11日(木)    | 午後1時30分から | 山 | 形 市   |
| 同 9月12日(金)    | 午前9時から    |   | 同     |
| 同 9月16日(火)    | 午後1時30分から | 上 | 山 市   |

|   |           |   |      |
|---|-----------|---|------|
| 同 | 9月19日(金)  | 同 | 南陽市  |
| 同 | 9月25日(木)  | 同 | 米沢市  |
| 同 | 9月26日(金)  | 同 | 東根市  |
| 同 | 10月3日(金)  | 同 | 天童市  |
| 同 | 10月9日(木)  | 同 | 酒田市  |
| 同 | 10月10日(金) | 同 | 同    |
| 同 | 10月15日(水) | 同 | 鶴岡市  |
| 同 | 10月16日(木) | 同 | 同    |
| 同 | 10月28日(火) | 同 | 尾花沢市 |

### 3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

### 4 受講手続

受講申請書を平成15年7月22日(火)から同年8月12日(火)までの間に、山形市松波二丁目8番1号総務部危機管理室消防防災課消防係に提出すること。

### 5 その他

詳細については、総務部危機管理室消防防災課消防係(電話023(630)2228)又は山形県危険物安全協会連合会(電話023(630)2147)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

### 1 申請のあった年月日

平成15年6月30日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

#### (1) 名称

特定非営利活動法人 あらた

#### (2) 代表者の氏名

齋藤 緑

#### (3) 主たる事務所の所在地

酒田市南千日町7番17号

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は介護に欠ける地域住民に対して、介護支援及び生活支援に関する事業を行い、非営利セクターとして、行政・企業とパートナーシップをもった新たな介護システムなど地域システムの構築をはかり、豊かな地域社会を創っていく活動に貢献していくことを目的とする。

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の2第1項の規定により、平成15年度介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 試験日時

平成15年10月26日(日) 午前10時から正午まで

2 試験場所

- (1) 山形市上柳260番地 県立保健医療大学
- (2) 山形市片谷地515番地 山形短期大学

3 試験科目

介護支援分野(介護保険制度の基盤知識、要介護認定等の基礎知識、居宅サービス計画及び施設サービス計画の基礎知識等)及び保健医療福祉サービス分野(保健医療サービスの知識等(基礎及び総合)及び福祉サービスの知識等)。ただし、次に掲げる者に対しては、それぞれ次に掲げる問題の解答を免除する。

- (1) 医師及び歯科医師 保健医療福祉サービス分野のうち保健医療サービスの知識等(基礎及び総合)
- (2) 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師及び栄養士(管理栄養士を含む。)保健医療福祉サービス分野のうち保健医療サービスの知識等(基礎)
- (3) 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士 保健医療福祉サービス分野のうち福祉サービスの知識等

4 対象者

3の(1)から(3)までに掲げる者、相談援助又は介護等に従事する者その他の医療又は福祉に従事する者で一定の実務経験を有する者(詳細については、別に定める平成15年度山形県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領(以下「実施要領」という。)に定める。)

5 受験手続

- (1) 受験申込書及び実施要領の請求

平成15年7月22日(火)から、健康福祉部長寿社会課介護保険推進室、各総合支庁保健福祉環境部福祉課、村山総合支庁保健福祉環境部西村山福祉課及び北村山福祉担当並びに置賜総合支庁保健福祉環境部西置賜福祉課で配付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、請求者の住所、氏名及び郵便番号を記し、240円分の切手をはった返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、(3)のあて先に請求すること。

- (2) 受験申込の受付期間等

イ 受付期間 平成15年7月22日(火)から同年8月15日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ハ 受付場所 健康福祉部長寿社会課介護保険推進室

ニ 郵送により提出する場合は、実施要領に定めるところによることとし、平成15年8月15日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。

- (3) 郵送による受験申込書等の請求及び受験申込みのあて先

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部長寿社会課介護保険推進室

6 提出書類

- (1) 受験申込書

- (2) 実務経験証明書

実施要領に定めるとおりとする。

- (3) 写真(縦4センチメートル、横3センチメートル) 2枚

- (4) その他知事が必要と認めるもの

7 受験手数料

受験申込書に6,500円分の山形県収入証紙をちょう付し、納付すること。(消印をしないこと。)

8 その他

実施要領その他詳細については、下記に問い合わせること。

健康福祉部長寿社会課介護保険推進室(電話023(630)2189)

村山総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話023(621)8174)

最上総合支庁保健福祉環境部福祉課（電話0233(28)7734）  
 置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課（電話0238(26)6029）  
 庄内総合支庁保健福祉環境部福祉課（電話0235(66)2111）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年11月18日まで縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
酒田亀ヶ崎ショッピングセンター  
酒田市あきほ町120番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表執行役 岡田 元也  
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号  
代表取締役 前田 勝敏  
株式会社オートバックスセブン 東京都港区三田三丁目13番16号  
代表取締役 佐野 公一

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前） 酒田亀ヶ崎ショッピングセンター  
酒田市草刈谷地120番1号外  
（変更後） 酒田亀ヶ崎ショッピングセンター  
酒田市あきほ町120番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称         | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------------|--------|
| イオン株式会社     | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      | 岡田 元也  |
| ホームック株式会社   | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号 | 前田 勝敏  |
| 株式会社オートハローズ | 北海道札幌市西区西町北十丁目1番5号      | 澤田 和良  |

（変更後）

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|----------------|-------------------------|--------|
| イオン株式会社        | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      | 岡田 元也  |
| ホームック株式会社      | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号 | 前田 勝敏  |
| 株式会社オートバックスセブン | 東京都港区三田三丁目13番16号        | 佐野 公一  |

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称          | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------------|--------|
| イオン株式会社      | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      | 岡田元也   |
| 株式会社やまと      | 東京都新宿区新宿三丁目28番16号       | 矢嶋孝敏   |
| 株式会社清川屋      | 鶴岡市宝田一丁目4番25号           | 伊藤秀樹   |
| 株式会社まるしゅう    | 酒田市新橋二丁目4番地の22          | 阿部黄紀   |
| 株式会社モリタ      | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号         | 盛田良次   |
| 株式会社三城       | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番2号      | 多根幹雄   |
| エステール株式会社    | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号       | 丸山朝    |
| 磯田園製茶株式会社    | 愛知県渥美郡田原町大字田原字柳町28番地1   | 磯田義弘   |
| 株式会社大谷       | 新潟県新潟市弁天二丁目3番18号        | 大谷勝彦   |
| 株式会社パレモ      | 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目26番地8号   | 石田定正   |
| 株式会社森長       | 秋田県秋田市千秋明德町1番56号        | 森下眞二   |
| 株式会社三貴       | 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号        | 木村和巨   |
| 株式会社道研       | 東根市大字東根甲531番地の2         | 小熊順    |
| 株式会社タツミヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号      | 曲淵恵美子  |
| 株式会社マツヤエレガンス | 秋田県秋田市中通二丁目1番23号        | 新開仁    |
| 株式会社マルタ      | 長野県飯田市座光寺4601番地1        | 宮下晃    |
| 株式会社ブルーグラス   | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      | 野口禎一郎  |
| ジャスフォート株式会社  | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地       | 本田進    |
| ホームック株式会社    | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号 | 前田勝敏   |
| 株式会社オートハローズ  | 北海道札幌市西区西町北十丁目1番5号      | 澤田和良   |

(変更後)

| 名 称     | 住 所                | 代表者の氏名 |
|---------|--------------------|--------|
| イオン株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 岡田元也   |



|                |                         |       |
|----------------|-------------------------|-------|
| 株式会社やまと        | 東京都新宿区新宿三丁目28番16号       | 矢嶋孝敏  |
| 株式会社清川屋        | 鶴岡市宝田一丁目4番25号           | 伊藤秀樹  |
| 株式会社まるしゅう      | 酒田市新橋二丁目4番地の22          | 阿部黄紀  |
| 株式会社モリタ        | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号         | 盛田良次  |
| 株式会社三城         | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番2号      | 多根幹雄  |
| エステール株式会社      | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号       | 丸山朝   |
| 磯田園製茶株式会社      | 愛知県渥美郡田原町大字田原字柳町28番地1   | 磯田義弘  |
| 株式会社大谷         | 新潟県新潟市弁天二丁目3番18号        | 大谷勝彦  |
| 株式会社パレモ        | 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目26番地8号   | 石田定正  |
| 株式会社森長         | 秋田県秋田市千秋明德町1番56号        | 森下眞二  |
| 株式会社三貴         | 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号        | 木村和巨  |
| 株式会社道研         | 東根市大字東根甲531番地の2         | 小熊順   |
| 株式会社タツミヤ       | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号      | 曲淵恵美子 |
| 株式会社マツヤエレガンス   | 秋田県秋田市中通二丁目1番23号        | 新開仁   |
| 株式会社マルタ        | 長野県飯田市座光寺4601番地1        | 宮下晃   |
| 株式会社ブルーグラス     | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      | 野口禎一郎 |
| ジャスフォート株式会社    | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地       | 本田進   |
| ホームック株式会社      | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号 | 前田勝敏  |
| 株式会社オートボックスセブン | 東京都港区三田三丁目13番16号        | 佐野公一  |

## 4 変更年月日

## (1) 3の(1)に掲げる事項

平成15年6月30日

## (2) (1)以外の事項

平成15年5月20日

## 5 届出年月日

平成15年6月30日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年11月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年11月18日まで縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

酒田亀ヶ崎ショッピングセンター  
酒田市あきほ町120番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表執行役 岡田 元也  
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号  
代表取締役 前田 勝敏  
株式会社オートバックスセブン 東京都港区三田三丁目13番16号  
代表取締役 佐野 公一

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小売業を行う者   | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備 考                                            |
|-----------|------|------|------------------------------------------------|
| イオン株式会社   | 午前9時 | 午前0時 | 年間3日は開店時刻午前8時                                  |
| ホームック株式会社 | 午前9時 | 午後9時 | 年間3日は開店時刻午前8時閉店時刻午後10時、年間57日は開店時刻午前9時閉店時刻午後10時 |

（変更後）

| 小売業を行う者   | 開店時刻    | 閉店時刻 | 備 考             |
|-----------|---------|------|-----------------|
| イオン株式会社   | 終 日 営 業 |      |                 |
| ホームック株式会社 | 午前7時30分 | 午後9時 | 年間60日は閉店時刻午後10時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時45分から午前0時15分まで。ただし、年間3日は午前7時45分から午前0時15分まで  
（変更後） 終 日

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前6時から午後11時まで  
（変更後） 終 日

4 変更年月日

平成15年7月1日

5 届出年月日

平成15年6月30日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年11月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成15年11月18日まで縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタージョイ寒河江ショッピングセンター

寒河江市大字寒河江字赤田71番4号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイ 東根市神町中央二丁目2番6号

代表取締役 小関 充

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称           | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 東根市神町中央二丁目2番6号 | 重 本 幸 男 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所            | 代表者の氏名 |
|---------------|----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 東根市神町中央二丁目2番6号 | 小 関 充  |

## 4 変更年月日

平成15年2月12日

## 5 届出年月日

平成15年7月3日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年11月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成15年11月18日まで縦覧に供する。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ前田店

山形市前田町6番10号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイ 東根市神町中央二丁目2番6号

代表取締役 小関 充

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称           | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 東根市神町中央二丁目2番6号 | 重 本 幸 男 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所            | 代表者の氏名 |
|---------------|----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 東根市神町中央二丁目2番6号 | 小 関 充  |

4 変更年月日

平成15年2月12日

5 届出年月日

平成15年7月3日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年11月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察行政情報ネットワークデータ等送受信装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年7月18日

山形県知事 高橋和雄

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成15年8月29日（金） 午後1時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

山形県警察行政情報ネットワークデータ等送受信装置 一式

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 入札説明書による。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 10の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

### 10 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年8月19日(火)までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Yamagata Prefectural Police Administration Information Network Data Transceiver Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 1:00 P.M. August 29, 2003
- (3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL023-630-2723

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立特殊教育諸学校給食等管理システムの貸賃サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年7月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成15年7月29日(火) 午後3時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立特殊教育諸学校給食等管理システムの貸賃サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成15年12月1日から平成20年11月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該賃貸サービスに関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁スポーツ保健課学校給食係 電話番号023(630)2891

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年7月24日(木)午後3時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。